

先端設備等の固定資産税の課税標準の特例について

～先端設備等導入制度による支援～

米沢市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備等について、一定の要件を満たす場合、固定資産税が最大 5 年間軽減されます。

- 先端設備等導入制度の詳細については、中小企業庁ホームページの経営サポート「[先端設備等導入制度による支援](#)」をご参照ください。
- 先端設備等導入計画の認定申請については、[米沢市産業部商工課](#)へお問合せください。
- 固定資産税（税額）は、「課税標準額×税率＝税額」で算出します。特例が適用される場合は、「課税標準額×特例割合×税率＝税額」となります。

（１）対象となる方

- ア 資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人
- イ 資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ウ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも対象とはなりません。

- ・同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人、または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が 1,000 人超の法人、資本金または出資金の額が 5 億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- ・ 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

（２）対象となる設備

設備の種類	用途・細目	最低価格 (1 台/1 基の取得価格)	その他
機械装置	全て	160 万円以上	
工具	測定工具 及び検査 工具	30 万円以上	
器具備品	全て	30 万円以上	
建物付属設備	全て	60 万円以上	家屋と一体で課税される ものは対象外

(3) 取得期間・要件

取得期間	賃上げ率	適用期間	特例割合
令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日	—	3 年間	1 / 2
令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日	1.5%以上		
令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日	規定の率は無し。 計画の中で賃上げ方針を表明した場合、対象。	4 年間	1 / 3
令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日	3%以上	5 年間	1 / 4

(4) 具体的な要件

- ・「先端設備等導入計画」の認定後に取得したものであること。
- ・生産、販売活動等に直接使用するものであること。
- ・当該投資計画における年平均の投資利益率が 5 パーセント以上となることが見込まれるものであること。
- ・中古品ではないこと。
- ・雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明していること。(令和 7 年 4 月 1 日以降取得資産の場合)

(5) 手続きの方法

特例申告書に必要な書類を添付し、償却資産申告書と一緒に提出してください。特例申告書は、米沢市のホームページからダウンロードができます。

◎必要添付書類 (※①～⑥は全て写しで構いません)

- ① 先端設備等導入計画の申請書類
- ② 認定書
- ③ 認定経営革新等支援機関の投資計画に関する確認書
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類（賃上げ方針を表明した場合のみ添付が必要になりますが、令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した資産の場合は、必ず添付が必要になります。）

～リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類～

- ⑤ リース契約見積書
- ⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

【問合せ先】

米沢市総務部税務課 家屋担当
TEL0238-22-5111 内線 2342